

国土動第105号
平成29年12月8日

各業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

**「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」
の改正に伴う宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について**

平成30年1月1日から、昭和45年建設省告示第1552号の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第1155号）による改正後の宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額（以下「改正報酬告示」という。）が施行されることとなる。これに伴い、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下「ガイドライン」という。）について下記1.のように改正を行い、平成30年1月1日から施行することとしたので、貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

記

1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙参照）

平成30年1月1日から、改正報酬告示が施行され、低廉な空家等の売買又は交換の媒介・代理であって、通常の売買又は交換の媒介・代理と比較して現地調査等の費用を要するものについては、現行の報酬額の上限に加えて、当該費用に相当する額を合計した額の報酬を売主又は交換の相手方から受けることができることとなる。

このため、ガイドラインについても所要の改正を行い、改正報酬告示の規定の考え方等を明らかにすることとする。